

事業継続支援安定化給付金に関するよくあるお問い合わせ

Q どのような方が給付対象となりますか？

A 市内に事業所や店舗を有する中小企業、小規模事業者、個人事業主のほか、医療法人、農業法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も対象としています。

Q 本社は市外にあるが市内に事業所を設けている場合は、対象になりますか？

A 本社の所在地に関わらず、市内に事業所があれば対象になります。

Q 市内に事業所がある市外在住の個人事業主は、対象になりますか？

A 対象になります。

Q 市外のみ事業所がある市内在住の個人事業主は、対象になりますか？

A 香川県内に事業所がある場合は対象になります。

ただし、令和2年9月3日以前から市内に住所を有する者でなければなりません。

Q 市内に複数の事業所がある場合、それぞれ切り分けて申請することができますか？

A 申請は、法人又は個人事業主単位となります。
従って、1事業者20万円の給付となります。

Q いつから事業を行っている事業者が対象になるのですか？

A 令和2年3月以前から事業収入を得ていることが要件となります。

Q 令和2年に創業したが対象になりますか？

A 令和2年3月までに創業された方は対象となります。

Q 申請日時点では事業を行っているが、数か月以内に廃業を考えている場合は対象になりますか？

A 今後も事業継続意思があることが要件となります。

Q 市内外に複数の店舗があり、市内の店舗のみが減少率等の要件を満たしていると思われるが、そのような場合の取扱いは？

A 法人又は個人事業主単位で算定することになります。

Q 白色申告の場合で確定申告書の基礎となる月ごとの帳簿の写しを提出できない時はどのように算定しますか？

A 当該年度の事業収入の月平均との比較により算定することになります。